令和８年第７回　朝倉市農業委員会　会議録

１．　令和８年７月１０日、１４時００分に朝倉市役所３階大会議室において、第７回農業委員会を招集した。

２．出席委員

【農業委員１７名】

１番　井上ながえ	２番　師岡　昭德	３番　星野　洋子
４番　信國　政吉	５番　鳥巣　良彦	６番　大坪　　茂
７番　大隅　高博	８番　田子森靜男	９番　空閑　正樹（欠席）
１０番　森高　繁美	１１番　江藤　博文	１２番　水上　庸子
１３番（　欠　員　）	１４番　山内　一男	１５番　田中　敏朗
１６番　内田　英彦	１７番　畑　　和德	１８番　林　　新吾
１９番　樋口　博幸		

【農地利用最適化推進委員１８名】

２０番　唐川　富雄	２１番　髙良　　悟	２２番　日野　孝紀
２３番　田邊由紀嗣	２４番　井上美津子	２５番　大内田豊年
２６番　安陪　廣重	２７番　松岡　光夫	２８番　山﨑　德松（欠席）
２９番　小島　廣美	３０番　小林　繁隆	３１番　鬼塚　清明
３２番　岩下　　豊	３３番　熊谷　明美	３４番　篠原　新二
３５番　平井　豊子	３６番　石井　仁美	３７番　森　　順仁
３８番　矢野　一彦		

（※２１番・２４番・３３番・３８番は、代表推進委員。）

３．付議事項

・報告第　１号　　農地法第１８条の規定による合意解約通知について

・議案第　１号　　農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
・議案第　２号　　農地法第３条の規定による許可申請について
・議案第　３号　　農地転用計画変更申請について
・議案第　４号　　農地法第４条の規定による許可申請について
・議案第　５号　　農地法第５条の規定による許可申請について
・議案第　６号　　農業委員会から市長への要望書（案）の提出について

４．本会議の議長　　朝倉市農業委員会会長　　樋　口　博　幸

５．本会議の書記　　朝倉市農業委員会事務局　　大　山　豊　揚

６．本会議に出席した事務局職員

事務局長	中　村　敬一郎
事務吏員	渡　辺　　晃
事務吏員	佐　藤　祐　也
事務吏員	岩　切　範　宏

（　開会　１４時００分　）

７．議　事

議　長　ただ今より、令和８年第７回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員１７名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）１８名であります。
会議規則第６条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に１５番田中委員、１６番内田委員を指名いたします。よろしくお願いします。
それでは、１ページをお開きください。報告第１号「農地法第１８条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（佐藤）議案朗読をもって説明
３ページまで１０件ございます。以上、報告いたします。

議　長　事務局の説明は終わりました。報告番号１番から１０番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、以上で報告第１号を終わります。
４ページをお開きください。
次に、議案第１号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号１番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）議案朗読をもって説明
審議番号１番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号１番について、担当地区委員の１９番樋口委員、３４番篠原委員を指名いたします。
次に審議番号２番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）審議番号２番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号２番について、担当地区委員の７番大隅委員、２７番松岡委員を指名いたします。
次に審議番号３番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）審議番号３番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号３番について、担当地区委員の８番田子森委員、２０番唐川委員を指名いたします。
５ページをお開きください。
次に審議番号４番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）審議番号４番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号４番について、担当地区委員の１５番田中委員、２５番大内田委員を指名いたします。
審議番号１番から４番を一括とし、意見や質問はありませんか。
７番挙手
議　長　　７番大隅委員。
７番　　（大隅委員）審議番号２番のあっせん申出農地が２筆しかないが、もともと３筆申出があったと思うのですがなぜ２筆しかないのですか。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）３筆のうち１筆が除外地であり、あっせん事業には除外地は該当しないため２筆となっています。
７番　　（大隅委員）除外地ですね。分かりました。
議　長　　よろしいですか。ほかに意見や質問はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号１番から４番について、賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、議案第１号は可決されました。
６ページをお開きください。
次に、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（佐藤）議案朗読をもって説明。
議　長　　事務局の説明は終わりました。次に、審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。
１２番水上委員。
１２番挙手
議　長　　１２番水上委員。
１６番　　（水上委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由は、元々３人の共有名義であり、譲渡人の体調不良により、譲受人が買い取ったというものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。
審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号１番は許可といたします。
次に、審議番号２番について、担当委員の説明を求めます。４番信國委員。
４番挙手
議　長　　４番信國委員。
４番　　（信國委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人の現在住んでいない家が不動産情報に出

ていたものを譲受人が購入したところ家の前に農地があり、それも買うことになったそうです。面積も狭いので、新規就農で自家栽培を行うそうです。農地法第３条第２項には該当しません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

２１番　　（高良委員）ありません。

議　長　　審議番号２番について、質問や意見はありませんか。

譲受人は、家を購入してこちらに引っ越してくるのですか。

４番　　（信國委員）そうです。購入して引っ越してくるそうです。

議　長　　他に質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号２番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号２番は許可といたします。

７ページをお開きください。

次に審議番号３番について担当委員の説明を求めます。４番信國委員。

４番挙手

議　長　　４番信國委員。

４番　　（信國委員）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は、売買です。申請土地は、現在、譲受人が耕作してあります。譲渡人は、規模縮小のため、譲受人に購入を依頼し売買に至りました。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

２１番　　（高良委員）ありません。

議　長　　審議番号３番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号３番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号３番は許可といたします。

次に審議番号４番について担当委員の説明を求めます。４番信國委員。

４番挙手

議　長　　４番信國委員。

４番　　（信國委員）審議番号４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。現在、譲渡人が申請土地を耕作しています。譲渡人が譲受人に購入を依頼し売買に至っています。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

２１番　　（高良委員）ありません。

審議番号４番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号４番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号４番は許可といたします。

次に、審議番号５番について、担当委員の説明を求めます。７番大隅委員。

７番挙手

議　長　　７番大隅委員。

７番　（大隅委員）審議番号５番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は、自ら管理・耕作することが困難となったためで、譲受人は住宅建設予定地に隣接しており農業経営の効率化を図るためです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。審議番号５番について、質問や意見はありませんか。
住宅建設予定地とは、自分の家のことですか。

７番　（大隅委員）後の議案で出てくるのですが、自分の住む家を建設するものです。

議　長　はい、わかりました。
他に質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号５番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号５番は許可といたします。
８ページをお開きください。
次に、審議番号６番について、担当委員の説明を求めます。８番田子森委員。
８番挙手

議　長　８番田子森委員。

８番　（田子森委員）審議番号６番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人が９５歳と高齢であり、譲受人と顔見知りであったため、購入を依頼し売買に至っています。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号６番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号６番は許可といたします。
次に審議番号７番について、担当委員の説明を求めます。１５番田中委員。
１５番挙手

議　長　１５番田中委員。

１５番　（田中委員）審議番号７番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は、規模縮小です。申請土地の近所に土地を持っている譲受人が買うことになったそうです。現地をみると遊休農地まではいっていないが遊休農地の一歩手前といった状態です。譲受人は家庭菜園をされたいそうです。一つ心配なのは譲受人も高齢であるが、大丈夫ですということでしたので、今回受け付けたものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号７番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号７番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号７番は許可といたします。
次に、審議番号８番について、担当委員の説明を求めます。１１番江藤委員。
１１番挙手

１１番　（江藤委員）審議番号８番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。本件は、譲渡人が高齢であるため、孫に譲

渡すものです。現状は孫である譲受人が農地を管理しており、これまで通りの作付けと管理を行っていくそうです。特に問題はないと思います。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号８番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号８番は許可といたします。

９ページをお開きください。

次に、審議番号９番について、担当委員の説明を求めます。１番井上委員。

１番挙手

１番　　（井上委員）審議番号９番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲渡人は規模縮小、譲受人は相手方の要望で、隣に譲受人の農地がありますので、少し荒れていますが贈与するものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。

推進委員より補足説明はありませんか。

３１番　　（鬼塚委員）ありません。

議　長　　審議番号９番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号９番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号９番は許可といたします。

次に、審議番号１０番について、担当委員の説明を求めます。１０番森高委員。

１０番挙手

議　長　　１０番森高委員。

１０番　　（森高委員）審議番号１０番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人が２人いますが、どちらも高齢で、田の方は２、３年前から話があっていたそうです。もう一つの畑の方は、樹園地であったところを伐採、抜根まで行っているそうです。譲受人は栗かみかんを植えて管理していくそうです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。

推進委員より補足説明はありませんか。

３６番　　（石井委員）ありません。

議　長　　審議番号１０番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号１０番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号１０番は許可といたします。

ここで議事の進行上、暫時休憩といたします。

１４時３５分まで休憩します。

１４時２３分休憩

１４時５０分再開

議　長　　それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。
１０ページをお開きください。
次に議案第３号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
審議番号１番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（渡辺）議案朗読をもって説明。計画の変更箇所は、転用目的の変更前が宅地分譲２区画であったものが、変更後は宅地分譲１区画となっています。変更の理由は、当初２区画の宅地分譲計画であったが、２区画をまとめて住宅建築したい購入希望者の要望により、事業計画を変更するものです。
議　長　　事務局の説明は終わりました。
審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。
１１ページをお開きください。
次に議案第４号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（渡辺）議案朗読をもって説明。
議　長　　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。４番信國委員。
４番挙手
議　長　　４番信國委員。
４番　　（信國委員）審議番号１番について説明いたします。転用者・申請土地は議案書記載のとおりです。これは、農地の転用申請をしていなかったため、今回申請するものです。転用者はかなりの農地を所有しています。現在の農業用倉庫や農業機械置場が足りなくなったため、倉庫を建てるものです。雨水は高速道路側に水路があるのでそちらに流します。転用許可申請を出さなければいけないことを知らなかったので始末書添付となっています。農地法の運用は、農用地区域内にある農地の農業用施設用地に該当します。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
２１番　　（高良委員）ありません。
議　長　　審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。
１２ページをお開きください。
次に議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。

事務局　（渡辺）議案朗読をもって説明。
議　長　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。７番大隅委員。
７番挙手
議　長　７番大隅委員。
７番　（大隅委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は、自己用住宅。転用の理由は、現在借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。農地法の運用は、１０ｈａ以上の一団の農地の集落接続に該当します。雨水はＵ字溝に流し、下水は合併浄化槽を設置しＵ字溝に流します。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
議　長　審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。
次に審議番号２番について、担当委員の説明を求めます。７番大隅委員。
７番挙手
議　長　７番大隅委員。
７番　（大隅委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は、建売住宅２区画で転用の理由は、申請地周辺は住環境が良く需要が見込まれるため、建売分譲住宅を建築するものです。
農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。雨水は、Ｕ字溝に流し、下水は下水道に流すそうです。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
２７番　（松岡委員）ありません。
議　長　審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号２番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号２番は承認といたします。
次に審議番号３番について、担当委員の説明を求めます。１５番田中委員。
１５番挙手
議　長　１５番田中委員。
１５番　（田中委員）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的及び理由は、事業の拡大により駐車場等が不足するため、露天駐車場及び露天資材置場を整備し敷地拡張を行うものです。
盛土は９０センチで西側と東側にＬ型擁壁を設置するそうです。東側は２段のブロックを設置して法面にするそうです。雨水については、盛土した途中から西側の方に溜枡を作って、塩ビ管で堀川に流すそうです。農地法の運用は、１０ｈａ以上の一団の農地の敷地拡張に該当します。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号３番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号３番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号３番は承認といたします。
　　１３ページをお開きください。
　　次に審議番号４番について、担当委員の説明を求めます。１０番森高委員。
　　１０番挙手
議　長　　１０番森高委員。
１０番　　（森高委員）審議番号４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は賃貸借です。転用の目的は工事用仮設道路の一時転用です。転用の理由は、道路や水路を改修するにあたり、福岡県農業振興推進機構の事業で工事等を行うために、申請地に工事車両の進入路を整備するものです。農地法の運用について、上段の一筆は、農用地区域内にある農地の一時転用で、下段の一筆は、１０ｈａ以上の一団の農地の一時転用に該当します。皆様方のご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
３６番　　（石井委員）ありません。
議　長　　審議番号４番について、質問や意見はありませんか。
　　（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号４番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号４番は承認といたします。
　　１４ページをお開きください。
　　次に、議案第６号「農業委員会から市長への要望書（案）の提出について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
　　事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（大山係長）議案朗読をもって説明。要望書（案）を読み上げて説明。
議　長　　事務局の説明は終わりました。議案第６号について、質問や意見はありませんか。
　　（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、議案第６号について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、議案第６号は承認とし、市長へ提出いたします。
　　以上をもちまして、全ての議案等の審議が終了いたしました。

（会議終了時刻　１５時０６分　）